

2019年度 第4回

ソーシャルワーク実践学習会

相談活動委員会

後見人は被後見人個人の権利、利益を守るための制度です。

今回は、被後見人個人自身の権利を守るために、どうしてもその家族の支援も考えなければならない事例について皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。

日 時

2020年2月13日 (木)

19:00～21:00

会 場

徳島県立総合福祉センター3F
(徳島県社会福祉士会事務所内)

事 例

成年後見制度事例

～家族支援が必要な事例～

事例提供者：清水 智子氏

徳島県社会福祉士会

進行：鴻野 久 記録：山本百合子

問合せ

徳島県社会福祉士会事務局 TEL 088-678-8041
e-mail info-tokushima@tacsw.jp FAX 088-678-8042